

2. 幅員構成要素の規定

(単位：m)

2.1 普通道路

種別	級別	車線	中央帯		路肩		自転車通行帯	歩道	自転車歩行者道	自転車道	植樹帯 〔標準〕	停車帯
			全体	側帯	左側	側帯						
1種	1級	3.5 (3.75)	4.5以上 (2)	0.75 (0.25)	2.5 以上 (1.75)	0.75 (0.5)						
	2級	3.5 (3.75)	4.5 (2)	0.75 (0.25)	2.5 (1.75)	0.75 (0.5)						
	3級	3.5	3 (1.5)	0.50 (0.25)	1.75 (1.25)	0.5 (0.25)						
	4級	3.25	3 (1.5)	0.50 (0.25)	1.75 (1.25)	0.5 (0.25)						
2種	1級	3.5 (3.25)	2.25 (1.5)	0.5 (0.25)	1.25	0.5						
	2級	3.25	1.75 (1.25)	0.5 (0.25)	1.25	0.5						
3種	1級	3.5	1.75 (1)	0.25	1.25 (0.75)		〔1.5以上 (1)〕	〔2以上 {3.5以上}〕	〔3以上 {4以上}〕	〔2以上 (1.5)〕	〔1.5〕	
	2級	3.25 (3.5)	1.75 (1)	0.25	0.75 (0.5)		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}	2 (1.5)	1.5	
	3級	3	1.75 (1)	0.25	0.75 (0.5)		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}	〔2 (1.5)〕	1.5	
	4級	2.75	1.75 (1)	0.25	0.75 (0.5)		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}		1.5	
	5級	4 (3) (車道)				0.5		〔1.5 (1)〕	〔2 {3.5}〕	〔3 {4}〕		
4種	1級	3.25 (3.50)	1	0.25	0.5		〔1.5 (1)〕	〔2 {3.5}〕	〔3 {4}〕	〔2 (1.5)〕	1.5	〔2.5 (1.5)〕
	2級	3	1	0.25	0.5		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}	〔2 (1.5)〕	1.5	2.5 (1.5)
	3級	3	1	0.25	0.5		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}		〔1.5〕	〔2.5 (1.5)〕
	4級	4 (3) (車道)				0.5		〔1.5 (1)〕	〔2 {3.5}〕	〔3 {4}〕		

注1) 〔 〕は、必要に応じて設けるもの、()は、特例値、{ }は、歩行者の交通量が多い道路の場合。

2) 側帯の値は、中央帯、路肩の全体幅員の一部分である。

3) トンネルの路肩の幅員は、第1種第1級、第1種第2級にあつては1m、第1種第3級、第1種第4級にあつては0.75m、第3種にあつては0.5m とすることができる。

4) 第1種第2級から第4級の道路にあつて、同方向の車線の数が1 (往復2車線) の道路における路肩の幅員は、上表と別に定める。

5) 歩道、自歩道の幅員は、横断歩道橋若しくは地下横断歩道を設ける場合にあつては3m、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2m、並木を設ける場合にあつては1.5m、ベンチを設ける場合にあつては1m、その他の路上施設を設ける場合にあつては0.5m を加えた値とする。

6) 植樹帯の幅員は必要に応じ標準値を超えた適切な値とすることができる。

7) 歩道、自歩道には必要に応じ歩行者の滞留の用に供する部分を設けることができる。

8) 軌道敷の幅員は単線の場合3m 以上、複線の場合6m 以上とする。

9) 設計速度60km/h 以上の道路で、自動車及び自転車の交通量の多い道路や、自動車、自転車、歩行者の交通量の多い道路で必要がある場合には、自転車道を設ける。